

令和8年10月8日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
塩那森林管理署長 伊藤 香里

下記の条件について見積合わせを実施しますので、参加希望者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1. 物件名

2号物件 林道ゲート

(詳細については「2号物件 別紙 仕様書」のとおり)

2. 納入期限

令和8年12月28日(月)

3. 納入場所

塩那森林管理署(栃木県大田原市宇田川 1787-15)

4. 見積書等提出日時・場所

日時：令和8年10月22日(木) 13:00まで

場所：塩那森林管理署 総務グループ(経理担当)

※ 郵便等及び持参による提出を認める

※ 電子調達システムによる見積提出も可能

5. 提出書類

(1) 見積書

見積書は消費税込みの金額で作成するものとし、必ず開札日の日付をご記入ください。
なお、物品ごとの内訳金額記載を必須としております。税抜き・税込み金額がわかるように記載してください。

ただし、電子調達システムの入力は税抜き金額となりますのでご注意ください。

(2) 下記6の資格を証明できる書類の写し

※ 郵送する場合は、上記書類を合封封緘し、封筒の表に「<物件名>見積書在中」と朱書きで記載の上、提出してください。

※ 電子調達システムを用いて参加する場合は、上記の書類を内訳書データとして送信してください。

6. 必要な資格等

令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格「物品の販売」及び「物品の製造」を有すること。

7. 契約者の決定

見積提出者が複数となった場合には、予定価格の範囲内で最低の価格を見積した者を契約の相手方とします。

8. 契約の締結日

見積書採用の日から7日以内とします。

9. その他

- （1） 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。前記留意事項等に抵触している場合は、当該見積合わせの資格が無いものとする場合があります。（「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」の1（1）～（3）等）
- （2） 契約条項については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
- （3） 例示品と同等の品質・規格を満たす物品で見積する場合は、事前に担当者の了承を得てください。

以 上

（担当：総括事務管理官）
（0287－28－3152）

仕 様 書

NO.	品名	例示品		規格・品質	数量	単位
		メーカー名	品名・品番			
1	林道ゲート	大崎商店	OS-991 大崎式ゲート	別紙のとおり	2	基
2						

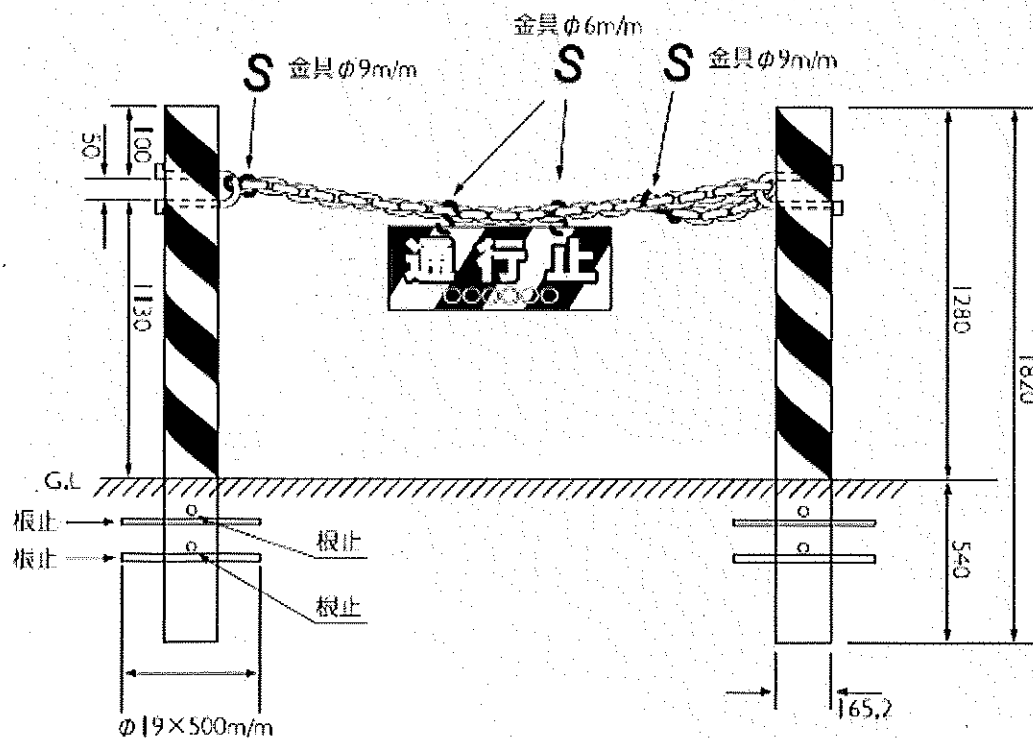
詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打合せすること。

規格・品質欄の指定内容を満たす物品であること。

例示品または例示品と同等の規格・品質を満たす物品であること。

OS-991 OS 交通止ゲート

- 支柱 : T3.4× ϕ 165.2×H1820mm=2本
 表示板 : 鉄製 250×800mm 上部アングル 3×30×800mm補強=1枚
 鎖 : ϕ 8mm×7000mm 亜鉛引=1本
 鍵 : 真鍮製 50mm同一シリンダー錠=1個
 根止 : ϕ 19mm×500mm 鉄製=8本
 塗装 : 支柱表示板は防錆塗装後、黒色・黄色の縞模様を二回塗装
 粒子状ビーズを接着、夜間車のライトで反射する特殊塗装仕上



契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれたかしがあつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。